

令和6年度

敦賀市排水設備等工事説明資料

- ・ 波線部については、特に注意すべき事項、これまでの申請で間違いの多い事項となっていますので、特に留意してください。
- ・ 近年、事後申請や無届での排水設備工事が多発していますので、下水道法等に基づき適正に業務を行ってください。
- ・ 様式及び様式記載例は敦賀市ホームページからダウンロードし、必ず最新のものを使用してください。
- ・ 各種申請の受付業務は、原則平日の午前中としていますので、御協力をお願いします。
- ・ 長谷地区は、集落排水区域から公共下水道区域に変わりました。
- ・ 令和5年度から埋設物確認・排水設備等に関する業務は包括的窓口業務として業務委託しています。
- ・ **公共汚水柵及び取付管の設計施工の「指針」を策定しました。**
- ・ **地下水メーターの設置について、市のホームページに掲載しました。**

敦賀市水道部下水道課

目 次

● 排水設備等工事について	1 -
1 排水設備工事の申請について	
2 排水設備工事の計画・施工について	
3 排水設備工事の完了・検査について	
4 下水道の使用開始について	
5 下水道の一時使用について	
6 罰則について	
7 その他	
● 量水器について	5 -
1 地下水メーターの出庫について	
2 地下水メーターの設置について	
3 地下水メーターの取替・廃止について	
4 減額メーターの設置について	
5 減額メーターの取替・廃止について	
6 その他	
● 公共下水道区域外の工事について	7 -
1 集落排水区域について	
2 その他の区域について	
● 公共ますについて	8 -
1 公共ますの設置について	
2 公共ますの移設・廃止について	
3 コンクリート製公共ますの取り替えについて	
● 除害施設について	9 -
1 除害施設について	
2 設置届について	
3 グリーストラップの維持管理について	
● 特定施設について	10 -
1 「特定施設」と「特定事業場」と「除害施設」	
2 届出の義務について	
3 指定工事店の皆様へ	
4 その他	
● 申請書類一覧	11 -

● 排水設備等工事について

1 排水設備工事の申請について

敦賀市下水道条例第6条の規定により、排水設備の新設等を行う場合は、事前に下水道課（包括委託業者）の確認を受ける必要があります。近年、事後申請や無届での違反工事が多発しておりますので、排水設備等計画（計画変更）確認申請書（届出書）【様式第2号】については、以下の事項に留意して、工事前に必ず提出して下さい。

また、工事の申請は、増築及び改築により排水設備を工事する際にも必ず提出してください。無届で増改築（排水設備の変更、除害施設の新設等）が行われ、後に設置者とトラブルになることがありますので、注意してください。

- (1) 申請書及び添付資料については、記載例を参考に作成し、記入漏れ、誤り等がないか提出前に再度確認のうえ、余裕をもって提出してください。
- (2) 浄化槽からの切り替え工事などにおいて、既設管を利用する場合は、下記事項を遵守し、施主に十分説明のうえ申請してください。
 - ・ 既設管使用で支障がないか十分に勘案し、万一瑕疵が生じた場合は、申請者及び指定工事店の責任において解決すること。また、当該設備を第三者に譲渡するときは本事項を承継させること。
- (3) 工事期間の変更や工事の取消がある場合は、排水設備等計画確認申請工事期間変更（取下げ）届出書【参考様式第1号】を速やかに提出してください。
- (4) 除害施設を設置する場合は、「●除害施設について」を参考に、確認申請書と併せて除害施設に関する届出を提出してください。
- (5) 申請書の図面には、器具の名称、柵の規格及び種類、管種、管径、延長等を記載してください。また、既設管についても原則同様とし、表示については破線で記載してください。
- (6) 申請書の配置図には、雨水排水系統についても記載してください。（延長等の記載は不要。）なお、雨水管を埋設せずに、雨どいを直接地面に排水する場合等は記載不要ですが、その旨を図面に表記してください。
- (7) 申請書の配置図は原則北を上として記載し、それができない場合は必ず方位を書き直してください。

2 排水設備工事の計画・施工について

関係法令及び各種指針を遵守して、計画・施工を行ってください。以下に、特に留意すべき点を挙げますので、現場状況等によりこれにより難しい場合は、必ず事前に包括委託業者と協議してください。また、大規模な共同住宅及び工場等で相当な排水量が見込まれる場合も、事前に協議願います。

- (1) 排水管は内径 100mm 以上、勾配 100 分の 2 (20%) 以上を原則としてください。
(敦賀市下水道条例第4条第3号)

- (2) 排水管の土かぶりは 20cm 以上を原則としてください。(敦賀市下水道条例施行規程第 4 条第 1 号)
- (3) まずは円形で、内径 15cm を標準としてください。(敦賀市下水道条例施行規程第 4 条第 3 号)
- (4) まずは、会合点及び屈曲点には必ず設置してください。また、管径の 120 倍を超えない範囲で、中間にますを設けてください。(下水道排水設備指針と解説)
- (5) 排水管内に雨水等が流入しないよう注意してください。特に既設の排水設備を利用する場合は、雨水管が既設排水管に接続されていないことを十分確認のうえ施工してください。
- (6) 排水管と公共ますとの接続は、管底接続を原則としてください。

3 排水設備工事の完了・検査について

排水設備工事が完了したときは、完了日から 5 日以内に排水設備等工事完了届出書〔様式第 4 号〕を提出し、検査を受けてください。完了日から 5 日を越えて届出が提出されるケースが増えていますので、期限内に届出を提出してください。

また、浄化槽からの切り替え工事等やむを得ない場合を除き、検査合格前に公共下水道を使用することがないように、工程に余裕をもって手続きを行ってください。

- (1) 排水設備工事の完了後に行われる外構工事等は、竣工図に考慮する必要はありませんので、完了届は、工事完了後速やかに提出してください。
- (2) 上水道工事を併行して行う場合は、完了届及び使用開始届等は同時期に提出してください。
- (3) 敦賀市排水設備等指定工事店に関する規程第 5 条第 4 号の規定により、排水設備工事の検査には、責任技術者が立ち会ってください。また、検査日程については、事前に包括委託業者と調整してください。
- (4) 検査において、流水の確認、柵の深さ及び測点間距離の検測を行いますので、バケツ及び巻尺等検査に必要な道具一式は施工者で準備してください。

4 下水道の使用開始について

工事完了届と併せて、公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書〔様式第 8 号〕を提出してください。使用開始届は、それをもって使用者に対し下水道使用料を賦課する特に重要な書類ですので、記入漏れ、誤り等がないか注意してください。

5 下水道の一時使用について

排水設備工事期間中に仮設トイレを設置するなどして、汚水を下水道に排水する場合は、公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書〔様式第 8 号〕及び公共下水道一時使用届出（届出事項変更届出）書〔様式第 9 号〕を提出してください。なお、仮設トイレなどで、仮設管を公共柵に直接放流する場合は、雨水が流入しないような措置を講じてください。

また、仮設現場事務所等の排水を公共下水道に接続する場合は、設置期間が概ね1年以内のときは一時使用とし、設置期間が1年を越えるときは通常の排水設備工事の申請手続きを行ってください。

6 罰則について

近年、事後申請や無届での排水設備工事が多発しています。また、工事完了届や使用開始届が適切な時期に提出されないため、下水道の無断使用と捉えられるケースが発生しております。このような事態が発生した場合、敦賀市下水道条例第29条（過料）及び敦賀市排水設備等指定工事店に関する規程第7条（指定取消等）に基づき厳正に対処しますので、指定工事店の皆様においては、法令等を遵守し、適正な業務を心がけてください。

また、違反内容に応じてその担当者（排水設備工事責任技術者）を福井県下水道協会に報告します。

7 その他

(1) 衣掛地区の排水設備申請について

- ① 既設柵に雨水が流入している場合があるため、切り替えの際に誤接合がないか、特に注意してください。
- ② 現道上の既設排水管については、全戸の公共下水道への切り替えが済んだ段階で撤去することが考えられますので、雨水が流入している場合は、可能な限り排水設備工事に合せて側溝等に接続し直してください。
- ③ 既設柵については、将来的に公共汚水柵との間違いのもとになるため、雨水柵として流用する場合など、使用者が存置を希望する場合を除き、可能な限り撤去してください。

(2) 長谷地区の排水設備申請について

長谷地区については、公共下水道に編入したため公共下水道として申請してください。

(3) 浄化槽からの切り替えについて

浄化槽から公共下水道に切り替えられた家庭については、福井県二州健康福祉センターに浄化槽の廃止届を提出する必要があります。指定工事店の皆様においては、申請者に対しその旨の説明と、提出代行などの御協力をお願いいたします。（二州健康福祉センター 0770-22-3747）

また、浄化槽内に残存する汚泥は一般廃棄物に該当し、その汚泥を除去せずにそのまま地下浸透させる行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に違反する行為となります。浄化槽を撤去する際は、浄化槽内に残っている汚泥の汲取り（清掃）を行う必要がありますので、適正な処理をお願いします。

※ 上記を踏まえ、浄化槽からの切り替え工事において、廃止される浄化槽の汚泥が適正に処理されているかを確認するため、完了届の提出時に浄化槽清掃

報告書の写し又は浄化槽清掃作業日報の写しの提出をお願いいたします。工程の都合上、排水設備工事の完了時に提出が困難な場合は、包括委託業者までご相談ください。

● 量水器について

1 地下水メーターの出庫について

地下水を使用している家庭の排水を公共下水道に接続する場合は、下水道課（包括委託業者）より地下水メーターを出庫しますので、**排水設備設置に伴う支給材料受領書 [参考様式第2号]**を持参し、受領してください。（口径によって在庫がない場合がありますので、事前にご連絡ください。）

2 地下水メーターの設置について

地下水メーターの新設を行ったときは、**地下水メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第3号]**を提出してください。

原則、ポンプの吐き出し口の一番近いところに、水平になるように取り付けてください。その際、メーター上流側に止水バルブ（ボールバルブ等）を設置してください。なお、ひとつのポンプで公共下水道に排水する系統と排水しない系統がある場合は、メーター設置位置について事前に下水道課までご相談ください。また、ポンプが屋内又は検針困難な場所にある場合は、遠隔式メーターによるものとし、読取機を屋外の見えやすい位置に設置してください。

3 地下水メーターの取替・廃止について

地下水メーターの取り替え又は取り外しを行ったときは、**地下水メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第3号]**を提出してください。また、上水道への切り替えに伴う地下水メーターの廃止等、地下水メーターの廃止後も継続して公共下水道を使用する場合は、給水区分の変更処理に必要ですので、公共下水道の使用者に変更がない場合においても**公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書 [様式第8号]**を併せて提出してください。

撤去したメーターについては必ず下水道課（包括委託業者）に返却してください。

4 減額メーターの設置について

下水道の使用料については、水道水又は地下水の使用水量により算定されます。ただし、明らかに公共下水道に排水しない部分がある場合は、申請者の負担により減額メーターを設置し、差し引いた水量を使用水量とすることができます。減額メーターを設置する場合は、事前に下水道課でメーター番号を取得し、**減額メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第4号]**を提出してください。

また、減額メーターについても、計量法第72条の規定により8年毎に交換する必要があるため、申請者に対しその旨を説明してください。

5 減額メーターの取替・廃止について

減額メーターの取り替え又は取り外しを行ったときは、**減額メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第4号]**を提出してください。また、撤去したメーターについては申請者で処分していただくこととなりますが、撤去時の指針が分かる

写真の提出をお願いします。

6 その他

地下水を散水・消雪等にのみ使用し、公共下水道に排水しない場合は、地下水メーターの設置は必要ありませんが、使用目的を変更したときは、地下水メーター及び必要に応じて減額メーターの設置が必要になりますので、申請者への説明をお願いします。

また、「地下水等を下水道に流す場合について」として、地下水メーターに関することを4月にホームページへ掲載しましたのでご確認ください。

● 公共下水道区域外の工事について

1 集落排水区域について

以下の地区については、集落排水施設として整備されており、提出書類や取り扱いが公共下水道区域と一部異なります。排水設備を新設する場合、各地区の集落排水施設維持管理組合への加入が必要となりますので、加入手続きの代行などの御協力をお願いします。なお、加入等に係る組合長宛の提出書類については、押印を省略する場合、自署が必要となりますのでご注意ください。

※ 届出の様式は敦賀市ホームページに掲載していますので、そちらをご確認ください。

[トップページ](#) → [暮らし](#) → [上水道・下水道](#) → [下水道](#)
→ [集落排水区域について](#)

(1) 農業集落排水区域

山地区：山、御名の一部

疋田地区：疋田、追分

東浦南部地区：鞠山、田結、赤崎

東浦北部地区：杉津、横浜、大比田、元比田

檜曲地区：檜曲、深山寺

(2) 漁業集落排水区域

白木地区：白木

浦底地区：浦底

立石地区：立石

2 その他の区域について

以下の地区については、公共下水道の供用区域ではありませんが、汚水排水専用の排水管が整備されています。排水設備工事にあたり、不明な点がございましたら事前に下水道課までご相談ください。（排水設備工事に係る申請は不要です。）

(1) 泉ヶ丘地区

各家庭の汚水は、専用の排水管に排水後、区が管理する浄化施設で一括して処理しています。

(2) 高野地区

各家庭の汚水は、各戸浄化槽で処理後、下水道課が管理する専用の排水管に排水しています。新築などの場合で、接続ます及び取付管を新設する必要がある場合は、諸手続が必要となりますので、下水道課までご連絡ください。

(3) 杳見地区（エヴァーグリーン）

各家庭の汚水は、各戸浄化槽で処理後、専用の排水管に排水しています。

● 公共ますについて

1 公共ますの設置について

公共ます及び取付管は、原則、下水道本管の整備に付随して設置していますが、当時の土地の利用状況等により、設置していない場合があります。土地の利用形態の変更などにより、新たに公共ます及び取付管が必要となったときは、**公共汚水枡設置申請書〔様式第2号〕**を提出してください。なお、費用の負担区分についてはケースによって異なりますので、**公共汚水枡設置費用負担区分確認申請書〔様式第1号〕**を提出のうえ、必ず包括委託業者に確認してください。

(1) 市負担で公共ますを設置する場合

申請において、市負担の決定を受けた場合は、下水道課から取付管整備工事を発注しますので、必要な手続きについて下水道課と調整してください。

(2) 申請者負担で公共ますを設置する場合

申請において、申請者負担の決定を受けた場合は、道路占用及び道路使用に係る申請書類を包括委託業者に提出し、申請の許可後、工事に着手してください。

また、工事完了後、**公共汚水枡設置等工事完了届出書〔様式第5号〕**を提出し、検査を受けてください。

2 公共ますの移設・廃止について

土地利用形態の変更などにより、既存の公共ますの移設、撤去等が必要となったときは、**公共汚水枡移設等申請書〔様式第4号〕**を提出してください。移設、撤去に係る費用については、すべて申請者の負担となります。

現道上の工事が伴う場合は、道路占用及び道路使用に係る申請書類を包括委託業者に提出し、申請の許可後、工事に着手してください。また、工事完了後、**公共汚水枡設置等工事完了届出書〔様式第5号〕**を提出し、検査を受けてください。

3 コンクリート製公共ますの取り替えについて

旧市街地域等において、既存の公共ますがコンクリート製の場合があります。コンクリート製公共ますは、雨水の流入や樹木根の浸入による枡詰まりが懸念されることから、塩化ビニル製の公共ますに取り替えをお願いしています。

既存の取付管を利用して排水設備工事を行う場合で、公共ますがコンクリート製のときは、下水道課(包括委託業者)より塩化ビニル製公共ますを支給しますので、取り替えに御協力ください。なお、受領の際は、**排水設備設置に伴う支給材料受領書〔参考様式第2号〕**を持参してください。

集落排水地区において新たに公共ますを設置する場合は、すべて申請者負担となります。ただし、各組合によって取り扱いが異なりますので、事前に下水道課までご相談ください。

● 除害施設について

1 除害施設について

敦賀市下水道条例第9条又は第10条に記載の水質基準を超えて下水を排水する恐れのある場合は、除害施設を設置しなければなりません。設置が必要となる主な業種と除害施設の種類の種類は以下のとおりです。

表 除害施設が必要となる主な業種と種類

業種	除害施設の種類の種類
飲食業・惣菜店等	グリーストラップ
ガソリンスタンド（洗車機排水）	オイルトラップ（油水分離槽）
美容室・理容室	ヘアートラップ

2 設置届について

除害施設の設置届は、排水設備等計画申請書と併せて提出してください。（近年、排水設備工事の完了届提出に併せて提出されるケースが多数見受けられます。）

除害施設を設置する際は、施主と十分に協議し、適切な機器を選定してください。また、設置届等の提出時には、選定の根拠資料（容量計算書・図面等）を必ず添付してください。

3 グリーストラップの維持管理について

近年、敦賀市内においてグリーストラップの管理不足による下水道本管の閉塞が頻発しています。施主に対して、機器の容量に応じた維持管理方法や清掃頻度等を具体的に説明してください。

【グリーストラップにおける標準的な維持管理の例】

- ・バスケット残さ …… 1回/日
- ・浮上油脂類 ※ …… 1回/週
- ・沈殿汚泥 ※ …… 1回/月

※事業活動に伴い発生する浮上油脂類及び沈殿汚泥は産業廃棄物となります。法律に基づく適正な処分が義務付けられています。



図 除害施設の管理不足例

● 特定施設について

1 「特定施設」と「特定事業場」と「除害施設」

下水処理場からの放流水質の基準を逸脱させる恐れのある排水をする施設で、下水道法に規定されている施設を「特定施設」といいます。また、特定施設を設置する事業場全体を「特定事業場」といい、特定施設からの排水には、「除害施設」の設置が義務付けられます。

特定施設の一覧については、別紙のとおりです。



図 ガソリンスタンドの例

2 届出の義務について

特定事業場から公共下水道へ排水する場合に、下水道法に基づき、特定施設の設置届又は使用届の提出が義務付けられます。このとき、その特定施設を設置する工事の着工予定日から60日前までに下水道課まで提出してください。下水道課による特定施設設置の許可までは、工事に着手出来ませんのでご注意ください。また、無届による工事着手や、虚偽の届出を行うと、特定施設の設置者が罰則の対象となります。

3 指定工事店の皆様へ

特定施設設置届又は使用届は設置者による申請となりますが、指定工事店の皆様におかれましても、上記のことに留意して、設置者をサポートしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、特定施設に該当するか御不明な場合においては、できるだけ早く下水道課まで相談してください。

4 その他

特定事業場から公共用水域に排水する場合、水質汚濁防止法又はダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に該当し、福井県二州健康福祉センターへの届出も必要となりますので、ご注意ください。

● 申請書類一覧

○ 排水設備等設置工事申請

	公共下水	集落排水
1	排水設備等計画（計画変更）確認申請書（届出書）[様式第2号]	排水設備新設等承認申請書 [様式第3号]
2	排水設備等計画（計画変更）確認書 [様式第2号]	排水設備新設等確認書 [様式第3号]
3	—	設計審査申込書 [様式第4号]
4	付近の見取図（A4 位置図 縮尺 1/1500）	
5	配置図（計画）、縦断面図・立面図（計画）（A3）	
6	【新たに公共ますの設置が必要な場合】 下記「○公共ます設置申請」参照	
7	【除害施設を設置する場合】 下記「○除害施設に関する届出」参照	

※ 確認書は、押印、確認番号記入後、施工者の方に返却します。（従来の複写式の2枚目に該当します。）

※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺の目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に対象地と公共樹の位置を赤枠等で明示してください。

※ 地下水を使用している家庭については、配置図にポンプ、地下水メーターの設置位置を記載してください。

○ 排水設備等設置工事期間変更・取下げ

	公共下水	集落排水
1	排水設備等計画確認申請工事期間変更（取下げ）届出書 [参考様式第1号]	

○ 排水設備等設置工事完了

	公共下水	集落排水
1	排水設備等工事完了届出書 [様式第4号]	排水設備新設等工事完了届 [様式第5号]
2	排水設備等工事検査合格通知書 [様式第4号]	排水設備新設等工事検査合格通知書 [様式第5号]
3	—	完成検査申込書（様式第6号）
4	付近の見取図（A4 位置図 縮尺 1/1500）	
5	配置図（竣工）、縦断面図・立面図（竣工）（A3）	
6	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書 [様式第8号]	排水設備使用（開始・休止・廃止）届 [様式第8号]
7	【浄化槽切替の場合】 浄化槽清掃報告書（写し）又は浄化槽清掃作業日報（写し）	

8	【地下水メーター設置の場合】 下記「○地下水メーター設置」参照
---	---

- ※ 検査合格通知書は、押印後、施工者の方に返却します。（従来の複写式の2枚目に該当します。）
- ※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺の目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に、対象地と公共枿の位置を赤枠等で明示してください。
- ※ 地下水を使用している家庭については、配置図にポンプ、地下水メーターの設置位置を記載してください。
- ※ 竣工図については、計画と対比する朱書きの必要はありません。

○ 一時使用

	公共下水	集落排水
1	公共下水道一時使用届出(届出事項変更届出)書 [様式第9号]	集落排水一時使用届出(届出事項変更届出)書 [参考様式第5号]
2	付近の見取図 (A4 位置図 縮尺 1/1500)	
3	排水方法を示す図面	
4	状況写真	
5	公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)・使用者変更届出書 [様式第8号]	排水設備使用(開始・休止・廃止)届 [様式第8号]

- ※ 排水方法を示す図面は、排水経路が複雑な場合に添付してください。（仮設トイレの場合は不要です。）
- ※ 状況写真は、仮設トイレなどの排水の公共下水道への接続方法が分かるように撮影してください。

○ 除害施設に関する届出

	公共下水	集落排水
1	除害施設新設(増設・改築)届出(届出事項変更届出)書 [様式第6号]	
2	除害施設等管理責任者選任(変更)届出書 [様式第7号]	
3	仕様書、容量計算書、図面 (A3)	

- ※ 除害施設に関する届出は、必ず排水設備等計画確認申請書と併せて提出してください。
- ※ 除害施設等管理責任者は、日常の維持管理を行う責任者を選任するよう、設置者に説明してください。
- ※ 仕様書は、維持管理方法や清掃頻度等が具体的に分かる資料としてください。

○ 地下水メーター受領

	公共下水	集落排水
1	排水設備設置に伴う支給材料受領書 [参考様式第2号]	

※ 保護カバーについては受領書の提出は不要です。

○ 地下水メーター設置

	公共下水	集落排水
1	地下水メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第3号]	
2	位置図（A4 縮尺 1/1500）、写真（施工前後、指針）	
3	【排水設備の設置を伴う場合】 上記「○排水設備等設置工事完了」参照	
4	【排水設備の設置を伴わない場合】	
	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書 [様式第8号]	排水設備使用（開始・休止・廃止）届 [様式第8号]

※ ポンプ、地下水メーターの概ねの設置位置を位置図に記載してください。

※ 写真は、全景と近景（メーター番号、指針がわかるように）を撮影してください。

○ 地下水メーター取替・廃止

	公共下水	集落排水
1	地下水メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第3号]	
2	位置図（A4 縮尺 1/1500）、写真（施工前後、指針）	
3	撤去メーター（貸与品のため要返却）	
4	【上水道への切り替えに伴う廃止の場合】	
	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）・使用者変更届出書 [様式第8号]	排水設備使用（開始・休止・廃止）届 [様式第8号]

※ 取替の場合は、ポンプ、地下水メーターの概ねの設置位置を位置図に記載してください。

※ 写真は、全景と近景（メーター番号、指針がわかるように）を撮影してください。

また、ポンプを撤去した場合は、撤去後の写真も添付してください。

※ 上水道への切り替えに伴う廃止の場合は、給水区分の変更処理に必要ですので、公共下水道の使用者に変更がない場合においても [様式8号] の提出をお願いします。

○ 減額メーター設置

	公共下水	集落排水
1	減額メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第4号]	
2	位置図（A4 縮尺 1/1500）、配置図、写真（施工前後、指針）	

- ※ 事前に下水道課でメーター番号を取得し、メーター本体に番号を記入してください。
- ※ 配置図は、減額する部分（下水道に排水しない系統）が分かるように、給水の配管図等に親メーターと減額メーター位置を記載してください。
- ※ 写真は、全景と近景（メーター番号、指針がわかるように）を撮影してください。

○ 減額メーター取替・廃止

	公共下水	集落排水
1	減額メーター設置（取替・廃止）届出書 [参考様式第4号]	
2	位置図（A4 縮尺 1/1500）、写真（施工前後、指針）	

- ※ 取替の場合は、事前に下水道課でメーター番号を取得し、メーター本体に番号を記入してください。
- ※ 写真は、全景と近景（メーター番号、指針がわかるように）を撮影してください。

○ 公共ます設置申請

令和6年4月1日より、公共汚水柵設置申請関係書類の様式を更新しました。今年度は、新様式と旧様式の両方使用が可能です。

	公共下水	集落排水
1	公共汚水柵設置申請書 [様式第2号]	※2部
2	付近の見取図（A4 位置図 縮尺 1/1500）	

- ※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺が目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に、対象地と公共柵の位置を赤枠等で明示してください。

○ 公共ます移設・廃止申請

	公共下水	集落排水
1	公共汚水柵移設等申請書 [様式第4号]	※2部
2	付近の見取図（A4 位置図 縮尺 1/1500）	

- ※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺が目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に、対象地と公共柵の位置を赤枠等で明示してください。

○ 公共ます設置工事等完了

公共樹の設置、移設、廃止等を申請者の負担で行った場合に提出してください。

	公共下水	集落排水
1	公共汚水柵設置等工事完了届出書 [様式第 5 号]	
2	付近の見取図 (A4 位置図 縮尺 1/1500)	
3	成果資料、写真	

※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺が目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に、対象地と公共樹の位置を赤枠等で明示し、上流マンホールからの延長を記載してください。

※ 必要な成果資料、写真については事前に下水道課に確認してください。

○ 公共ます設置負担区分確認申請

公共樹の設置について、負担区分の確認のみ行う場合に提出してください。

	公共下水	集落排水
1	公共汚水柵設置費用負担区分確認申請書 [様式第 1 号] ※ 2 部	
2	付近の見取図 (A4 位置図 縮尺 1/1500)	

※ 位置図は、最新のものを使用し、周辺が目印となる施設が分かるように作成してください。また、地図上に、対象地と公共樹の位置を赤枠等で明示してください。

○ 公共ます受領

	公共下水	集落排水
1	排水設備設置に伴う支給材料受領書 [参考様式第 2 号]	

様式及び様式記載例は敦賀市ホームページからダウンロードし、必ず最新のものを使用してください。

[トップページ](#) → [くらし](#) → [上水道・下水道](#) → [下水道](#)
 → [排水設備等工事関係様式集](#)